

### 12 第二次税制整理に付学校経営を目的とする社団又は財団

法人の不動産所有権取得登記の登録税免除方に付大蔵省

へ回答 (大正十五年八月)

蔵税第一八一〇号

大正十五年八月七日

文部次官 松浦鎮次郎殿

大蔵次官 田 昌 印

(注記2) 四月二十九日附蔵税第八九一号ヲ以テ第二次税制整理ニ関シ貴省ノ御意見照会置候処右ハ調査上急ヲ要シ候ニ付可成速ニ御回報相成候様致度此段重テ得貴意候也

(注記3) 蔵税第八九一号 大正十五年四月廿九日

會計課長 (西山) 印

次官 (松浦) 印

(伊東) 印

大蔵次官 田 昌 印

文部次官 松浦鎮次郎殿

第二次税制整備ニ関スル件

(下札2)

内国税中今回整理ヲ為サ、リシ左記諸税ハ当省ニ於テ引続キ調査ヲ遂ケ之レカ改正案ヲ来議會ニ提案致度希望ニ候条右整理ニ関シ御意見有之候ハ、取急キ御申越相成候様致度此段得貴意候也

記

- 一 鈰業税
- 一 砂糖消費税
- 一 狩猟税
- 一 登録税
- 一 印紙税
- 一 兌換銀行券発行税
- 一 取引所税

(注記6)

官会九二号 定決裁

八月一三日 文書課長 (宮下) 印

送 發

八月一三日 起案者 (山城) 印

大正十五年八月九日起案 (注記7)

監査掛長 (寺田) 印

會計課長 (西山) 印

次官 (松浦) 印

第二次税制整理ニ関スル件

案

年月日

大蔵次官宛

次官

四月二十九日付蔵税第八九一号ヲ以テ御照会(ノ) (抹消) (加筆) (二係ル) 第二次税制整理(ノ)件ニ関シテハ別段意見無之此段回答ス(山城) 二 関スル当省ノ意見ハ本月七日付發実八四号ヲ以テ御照会致シタル通学校経営ヲ目的トスル社団又ハ財団法人ノ不動産所有権取得登記ノ登録税ヲ免除(スル) (抹消) (加筆) 様登録税法ヲ改正セラレ度ニ付右(様)御了承ノ上可然御取計相成度此段回答ス

(注記1)

「文部省 大正15・8・9 官会92号」

(注記 2)

「三」(簿冊内件名番号)

(注記 3)

「文部省 大正15・4・30 官会92号」[供閲]

(注記 4)

「裁決定 5月8日」

(注記 5)

「発実八四号関係」

(注記 6)

「完結」<sup>(寺田)</sup>  
⑩

(注記 7)

「記録掛 2・10・7 受領」

(下札 1)

⑩種別 <sup>(有原)</sup> つ三ノ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 大藏省照会 第

二次税制整理ニ付学校経営ヲ目的トスル社団又ハ財団法人ノ不動

産所有權取得登記ノ登録税免除方ノ番号 官会九二ノ結了年月日

大一五 八、一三ノ保存年限 ムキノ枚数 9」

(下札 2)

「登録税法第一九条第一号<sup>(抹消)</sup>〔第二号、第三号〕政府自己ノ為ニスル

登記登録ニハ税ヲ課セス、印紙税法第五条第一号、第二号、第三

号、第四号官庁ヨリ発スル証書等ニ税ヲ納ムルヲ要セス<sup>(抹消)</sup>〔取引

所税法第七条〕右ノ改正無之トキハ当者ニハ関係無キ見込<sup>(山城)</sup>」

〔自大13年至昭22年 法人総規〕  
〔文部省⑩ 3A, 32-7, 2507〕